



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

- \*12 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (環境生活総務課)..... 1
- \*13 和歌山県農林大学校校則の一部を改正する規則 (経営支援課)..... 2
- \*14 和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (下水道課)..... 3

## 規 則

### 和歌山県規則第12号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例施行規則 (平成30年和歌山県規則第17号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(太陽光発電事業計画)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 太陽光発電事業計画には、次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>(1)~(10) 略</p> <p>(11) 条例第11条第1項第11号に規定する場合に該当するときは、景観法(平成16年法律第110号)第16条第1項の規定の例により作成した同項の届出に相当する書面</p> <p>(12) 略</p> <p>4 略</p> <p>(太陽光発電事業の環境に及ぼす影響の評価)</p> <p>第9条 条例第11条第1項第9号の規定により環境に及ぼす影響を総合的に評価する場合は、和歌山県環境影響評価条例(平成12年和歌山県条例第10号)第4条第1項に規定する技術指針に定めるところにより行う評価(同条例第20条第2項に規定する環境影響評価書に係る部分に限る。)に準じて行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(認定太陽光発電事業計画の変更等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2~4 略</p> <p>5 第3条から第11条まで(第7条第4項第2号並びに第11条第2項第3号及び第4号を除く。)</p>	<p>(太陽光発電事業計画)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 太陽光発電事業計画には、次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>(1)~(10) 略</p> <p>(11) 条例第11条第1項第10号に規定する場合に該当するときは、景観法(平成16年法律第110号)第16条第1項の規定の例により作成した同項の届出に相当する書面</p> <p>(12) 略</p> <p>4 略</p> <p>(太陽光発電事業の環境に及ぼす影響の評価)</p> <p>第9条 条例第11条第1項第8号の規定により環境に及ぼす影響を総合的に評価する場合は、和歌山県環境影響評価条例(平成12年和歌山県条例第10号)第4条第1項に規定する技術指針に定めるところにより行う評価(同条例第20条第2項に規定する環境影響評価書に係る部分に限る。)に準じて行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(認定太陽光発電事業計画の変更等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2~4 略</p> <p>5 第3条から第11条まで(第7条第4項第2号並びに第11条第2項第3号及び第4号を除く。)</p>

)の規定は、条例第18条第1項の規定による変更の認定について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げるこれらの条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条の見出し、同条第2項及び第3項、第4条の見出し及び同条第3項、第5条(見出しを含む。)、第6条の見出し、同条第1項及び第2項並びに第7条の見出し	太陽光発電事業計画	変更認定太陽光発電事業計画
略	略	略
第3条第3項	条例第11条第1項第11号	条例第18条第4項において準用する条例第11条第1項第11号
略		
第9条第1項	条例第11条第1項第9号	条例第18条第4項において準用する条例第11条第1項第9号
略		

)の規定は、条例第18条第1項の規定による変更の認定について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げるこれらの条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条の見出し、同条第2項及び第3項、第4条の見出し及び同条第3項、第5条(見出しを含む。)、第6条の見出し、同条第1項及び第2項並びに第7条の見出し	太陽光発電事業計画	変更認定太陽光発電事業計画
略	略	略
第3条第3項	条例第11条第1項第10号	条例第18条第4項において準用する条例第11条第1項第10号
略		
第9条第1項	条例第11条第1項第8号	条例第18条第4項において準用する条例第11条第1項第8号
略		

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県規則第13号

和歌山県農林大学校校則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県農林大学校校則の一部を改正する規則

和歌山県農林大学校校則(昭和58年和歌山県規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(使用の許可) 第36条 次に掲げる農林大学校の附属施設(以下単に「附属施設」という。)を使用しようとする者は、農林大学校附属施設使用許可申請書(別記第3号様式)を知事に提出して、その許可を受けなければならない。 (1) 略 (2) <u>かかり木処理練習施設</u> (3) 略 2 略	(使用の許可) 第36条 次に掲げる農林大学校の附属施設(以下単に「附属施設」という。)を使用しようとする者は、農林大学校附属施設使用許可申請書(別記第3号様式)を知事に提出して、その許可を受けなければならない。 (1) 略 (2) 略 2 略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県規則第14号

和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則 (昭和60年和歌山県規則第66号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第3条第2項第4号に規定する書類は、別記第4号様式によるものとする。</p> <p>4 条例第3条第2項第5号に規定する規則で定める書類又は図面は、次に掲げるものとする。ただし、知事が和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例 (平成20年和歌山県条例第55号) 別表第1第3項の規定により登録の申請者に係る本人確認情報を利用できるときは、第3号の住民票の写しを添付することを要しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の届出書には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類及び図面並びにその他知事が必要と認める書類又は図面を添付しなければならない。この場合において、変更の届出に係る事項が登録証の記載事項に該当するときは、登録証を併せて提出しなければならない。ただし、知事が和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第1第3項の規定により変更の届出者に係る本人確認情報を利用できるときは、第1号の住民票の写しを添付することを要しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(研修等の基準)</p> <p>第10条 条例第9条第7項の規則で定める基準は、次に掲げる研修等の科目を含むものとする。</p> <p>(1) 浄化槽行政の動向</p> <p>(2) 浄化槽の構造及び機能</p> <p>(3) 浄化槽の保守点検及び清掃</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるもの</p> <p>第11条～第15条 略</p> <p>別記第1号様式 (第3条関係)</p> <p>(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> <p>(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考</p> <p>1～6 略</p>	<p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第3条第2項第3号に規定する書類は、別記第4号様式によるものとする。</p> <p>4 条例第3条第2項第4号に規定する規則で定める書類又は図面は、次に掲げるものとする。ただし、知事が和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例 (平成20年和歌山県条例第55号) 別表第1第5項の規定により登録の申請者に係る本人確認情報を利用できるときは、第3号の住民票の写しを添付することを要しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の届出書には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類及び図面並びにその他知事が必要と認める書類又は図面を添付しなければならない。この場合において、変更の届出に係る事項が登録証の記載事項に該当するときは、登録証を併せて提出しなければならない。ただし、知事が和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第1第5項の規定により変更の届出者に係る本人確認情報を利用できるときは、第1号の住民票の写しを添付することを要しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第10条～第14条 略</p> <p>別記第1号様式 (第3条関係)</p> <p>(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> <p>(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考</p> <p>1～6 略</p>

7 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。  
(別紙)

略

備考 略

別記第2号様式 (第4条関係)  
誓 約 書

略  
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

別記第3号様式 (第4条関係)  
器 具 明 細 書

略

備考  
1 ~ 3 略  
4 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

別記第4号様式 (第4条関係)  
営業区域ごとの浄化槽清掃業者名簿

略

備考  
1 略  
2 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

別記第6号様式の2 (第6条の2関係)

略

備考  
1 ~ 3 略  
4 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

別記第7号様式 (第7条関係)

略

備考  
1 ~ 3 略  
4 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

別記第8号様式 (第8条関係)

略

備考  
1 略  
2 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

別記第9号様式 (第11条関係)

略

別記第10号様式 (第12条関係)  
浄化槽保守点検業務に関する帳簿

7 この用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。  
(別紙)

略

備考 略

別記第2号様式 (第4条関係)  
誓 約 書

略  
備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。

別記第3号様式 (第4条関係)  
器 具 明 細 書

略

備考  
1 ~ 3 略  
4 この用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。

別記第4号様式 (第4条関係)  
営業区域ごとの浄化槽清掃業者名簿

略

備考  
1 略  
2 この用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。

別記第6号様式の2 (第6条の2関係)

略

備考  
1 ~ 3 略  
4 この用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。

別記第7号様式 (第7条関係)

略

備考  
1 ~ 3 略  
4 この用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。

別記第8号様式 (第8条関係)

略

備考  
1 略  
2 この用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。

別記第9号様式 (第10条関係)

略

別記第10号様式 (第11条関係)  
浄化槽保守点検業務に関する帳簿

略

備考 略

別記第11号様式 (第14条関係)  
(表面)

略

(裏面)

略

略

備考 略

別記第11号様式 (第13条関係)  
(表面)

略

(裏面)

略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第4条第4項（「別表第1第5項」を「別表第1第3項」に改める部分に限る。）、第7条、別記第1号様式から別記第4号様式まで及び別記第6号様式の2から別記第8号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。